

くろまぐろ型の数量管理に関する岩手県計画（試行）

平成 28 年 7 月 1 日公表
(平成 27 年 7 月 20 日一部変更)

第 1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、そのほとんどが定置網漁業により漁獲されている。定置網漁業は、本県の重要な漁業種類の一つであり、その主要な対象魚種は秋さけ等である。一方で、太平洋くろまぐろの漁獲が比較的多い一部の定置網にとっては、太平洋くろまぐろは、重要な漁業資源となっている。
- 2 このため、太平洋くろまぐろの生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の「くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画試行案（平成 28 年 7 月 1 日公表）」により決定された漁獲可能量のうち、本県漁獲数量を遵守するための資源管理措置については、秋さけの漁期に定置網の操業を停止することなく、太平洋くろまぐろの 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）の放流に努めるなど、本県の漁業実態に則して適切に講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は水揚数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の水揚実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等について、科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の集積を図るため、本県水産技術センターにおいては国又は関係都道府県との連携の下、資源調査を実施することとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者の自主的な取組を支援することとする。

第 2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について岩手県に定められた数量に関する事項及び

第 3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 太平洋くろまぐろの小型魚

採捕の種類	平成 28 年度 の知事管理量	管理の対象 となる期間	構成都道府県名
定置網以外 (太平洋北部ブ ロック)	14.9 トン	第 2 管理期間 (平成 28 年 7 月 1 日から平 成 29 年 6 月 30 日までの 1 年 間)	(グループ) 北海道、青森県、岩手県 及び宮城県
定置網 (定置網の共同 管理分)	482.1 トン		北海道、青森県(太平洋北部)、岩手県、 秋田県、宮城県、山形県、千葉県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、 京都府、兵庫県、鳥取県、佐賀県、 宮崎県及び鹿児島県

2 太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚

国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が4,882トンを超えないよう管理する。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、水産庁提示ルール（平成28年1月4日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知）、太平洋北部ブロック管理規程及び「第2管理期間における定置網の共同管理に関する基本的枠組み」（以下「基本的枠組み」という。）の考え方に基づき管理を実施することとし、第2及び第3の1に示した小型魚の知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

- 1 第2及び第3の1に示した小型魚の知事管理量のうち本県の漁獲上限の目安は次表のとおりとする。

本県の漁獲上限の目安	定置網 68.4 トン
	定置網以外 0.1 トン

- 2 本県の採捕の種類別の時期別漁獲上限の目安は次表のとおりとし、関係漁協及び所属漁業者は、この漁獲上限値を超過しないよう努める。

期間	数量（平成28年7月からの累計）	
	定置網漁業	定置網以外の漁業
平成28年10月まで	<u>12.3</u> トン	0.1 トン
平成29年2月まで	<u>20.0</u> トン	
平成29年6月まで	<u>68.4</u> トン	

3 定置網漁業

- (1) 小型魚の漁獲が見込まれ、サケの漁獲が多くない時期（7～9月）

- ・ 生きている30キログラム未満の小型魚の放流に努める。

- (2) 小型魚の漁獲が見込まれ、サケの漁獲が多い時期（10～12月）

- ・ 生きている30キログラム未満の小型魚の放流に努める。

- (3) 小型魚の漁獲があまり見込まれない時期（1～4月）

- ・ 生きている30キログラム未満の小型魚の放流に努める。

- (4) 小型魚の漁獲が多く見込まれる時期（5月～6月）

- ・ 生きている30キログラム未満の小型魚の放流に努める。
- ・ 特に小型魚の漁獲量が多い定置網は、連続的に、網揚げ、垣網の撤去又は魚獲りの開放など漁獲する機能を失う措置を行う。

- (5) 自県の漁獲上限目安の9割到達時

- ・ 生きている30キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

4 定置網以外の漁業（かじき等流し網漁業（10トン未満船）等）

（１）通常時

- ・ 生きている 30 キログラム未満の小型魚の放流に努める。

（２）本県の漁獲上限の目安の 7 割到達時

- ・ 生きている 30 キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

（３）本県の漁獲上限の目安の 8 割到達時

- ・ 生きている 30 キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

（４）本県の漁獲上限の目安の 9 割到達時

- ・ 生きている 30 キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

（５）本県の漁獲上限の目安の 9 割 5 分到達時

- ・ 目的操業の自粛を実施する。
- ・ 生きている 30 キログラム未満の小型魚全ての放流に取り組む。

5 水産庁提示ルールに基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。

6 第 2 及び第 3 の 1 に示した知事管理数量又は漁獲上限の目安の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、水産庁からの助言を必要に応じて得ながら、一定割合に達した時点で警報等（7 割で注意報、8 割で警報、9 割で特別警報）を発出し、9 割 5 分を超過の際は操業自粛を要請する。なお、定置網の共同管理については、基本的枠組みにより警報や操業自粛を要請する。

7 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

（１）漁業者の取組について周知を図る。

（２）漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに状況提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

（３）漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても小型魚の採捕自粛を要請する。

第 5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 水産庁提示ルール、太平洋北部ブロック管理規程及び基本的枠組みに基づき、漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

（１）定置網については、月別漁獲の特徴を踏まえて以下のとおりとする。

- ① 6～8 月：月 3 回（1～10 日、11 日～20 日、21 日～末日）
- ② 9～11 月：月 2 回（1～15 日、16 日～末日）

（２）定置網以外の漁業については、第 2 及び第 3 の 1 に示した採捕の種類別の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。

- ① 7 割を超え 9 割に達するまで：月 2 回（1～15 日、16 日～末日）
- ② 9 割を超えた場合：月 3 回（1～10 日、11～20 日、21 日～末日）

(3) 漁獲状況の把握は、岩手県水産情報配信システムによる漁獲量の集計で代えることができるものとする。

2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、共同管理及びブロック構成の関係道府県に通知することとする。